

議案第 8 号

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 30 年 3 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給割合を改めるもの。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

(町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 町長及び副町長の給与に関する条例(昭和34年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の145」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の町長及び副町長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。